

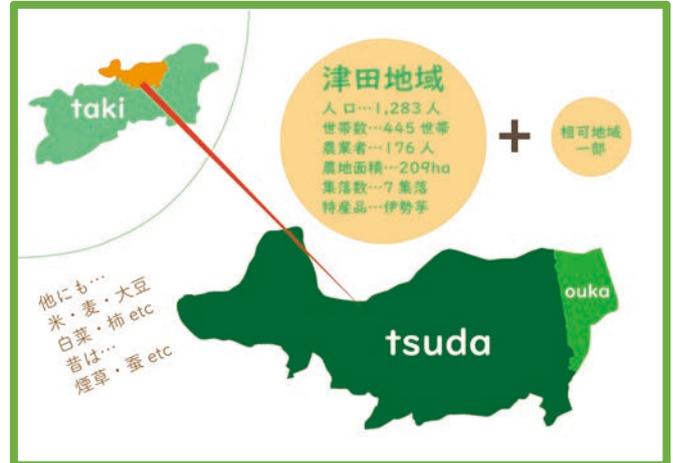
## 活動組織の紹介

### ◆ 多気いろいろかいの彩土里会(多気町)

#### 【組織の概要】

組織設立	2019年(平成31年)
認定農用地	田…15,486a 畑…877a 合計…16,363a
主要施設	水路…71.8km(開水路…56.5km パイプライン 15.3km) 農道…4.2km ため池…8箇所 獣害柵…0.7km
構成団体	自治会(8)、小学校(1)、営農組合(2)、土地改良区(1)、賛助団体(1)
委員	委員20名(内役員10名)

#### 【地域の紹介】



私達が活動する多気郡多気町津田地域は多気町の北西部に位置し、榑田川右岸に広がる農地で米、小麦、大豆、伝統野菜の伊勢芋などの農業が営まれています。

昔から各自治会主体の出会いで、農家・非農家関係なく地域住民参加による農地維持活動(水路掃除・草刈、ため池の草刈など)が行われ継続されていますが、高齢化・過疎化による人員不足が今後懸念され、地域の課題になっています。

そのような問題解決のためにも、地域全体で考えていけるよう広域組織として平成31年に当会が設立されました。

活動開始から2期目7年目の活動を実施中です。

【活動の紹介】

① 農地維持活動



水路・ため池・農道等の掃除・草刈



ため池点検

災害復旧

毎年の恒例作業として、出合いにて地域資源の維持保全作業（水路・ため池の掃除、水路・ため池・農道の草刈など）が行われ、台風や大雨による被害が発生した場合も出来る限り住民の協力により復旧作業を実施しています。

② 資源向上-共同



機能診断

役員会

各団体より補修申請があった箇所を役員で現地確認し、作業隊長が申請箇所を測量し補修案を作成、それを基に役員会で実施箇所や補修方法を検討しています。



田植え

小学校体験

自然体験(新割り)

蓮池

草刈

掃除



花畑・農業体験

草刈

種まき

種とり

さつまいも体験

地域内の小学校とは農業体験（お米作り、伊勢芋なども野菜作り）や自然体験学習に協力しています。遊休農地や使われなくなった農業用ため池を利用し蓮池や花畑として景観づくりを行い、若い世代に地域に興味を持って活動に参加してもらえよう地域内外へ募集し農業体験（さつまいも作り、米作り）なども実施しています。

③ 資源向上-長寿命化



スクリーン改修

バルブ交換

管路破損補修

ゲート改修

ポンプ配電盤補修

水路法面補修(災害)

各団体から申請のあった補修箇所は直営工事が困難な箇所以外は、当会内で組織された色々な経験を持つ人員が登録する「作業隊」と住民が協力し直営工事で補修を実施しています。

上の写真で「水路法面補修（災害）」以外は全て直営工事です。

# 事務局からのお知らせ

令和7年度から交付金の加算措置が拡充されます

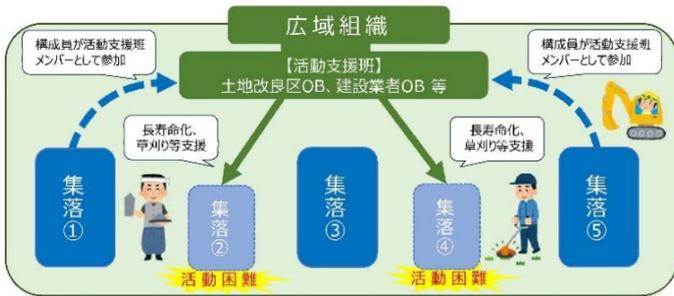
多面的機能支払第3期対策では、人口減少や高齢化に伴った組織体制の強化への支援や、前年度まで環境保全型農業直接支払で行っていた支援が多面的機能支払に移管され、新たな加算措置として追加されました。

## (1) 組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班\*の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、40万円/組織を加算します。

※ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班

【活動支援班による支援体制のイメージ】

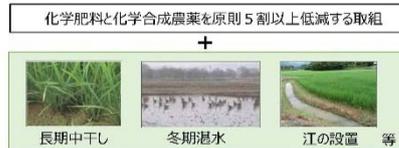


※化学肥料・化学合成農薬の原則5割減の目安は、

『「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における三重県慣行レベル』を参照。

## (2) 環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組を促進するため、これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和7年度からは資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援します。



【加算措置】		(円/10a)		
項目		交付単価		
環境負荷低減の取組への支援	長期中干し		800	
	冬期湛水		4,000	
	夏期湛水		8,000	
	中干し延期		3,000	
	江の設置等	作溝実施		4,000
		作溝未実施		3,000

多面的機能の更なる増進を図る活動に新たに2つの項目が追加されました。

## 増進加算の対象活動

a: 遊休農地の有効活用	b: 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c: 地域住民による直営施工	d: 防災・減災力の強化
e: 農村環境保全活動の幅広い展開	f: やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g: 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	h: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 R7より追加
i: 広域活動組織における活動支援班*による活動の実施 R7より追加	
j: a~iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k: 広報活動・農的関係人口の拡大	

上記で紹介しました「みどり加算」とは異なり、化学肥料・化学合成農薬の約5割減や、年度更新ごとの面積の拡大などの要件はありません。

※今回追加された加算措置は営農に関係する部分も多く、地域の担い手さんの合意が必要な場合があります。もし、新たな加算措置に興味がありましたら、担い手さん・組合員さんと話し合ってください。共に、市町の多面担当者へ相談のうえ、地域で実践するか検討してください。

資源向上支払(長寿命化)の基本単価適応要件が一部見直されました

令和 7 年度以降に活動を開始する資源向上支払(長寿命化)に取り組む組織（広域活動組織も含む）で直営施工を実施しない場合においては、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に 5/6 を乗じた単価が適応となります。ただし一部でも直営施工を実施していればこれまで通りの交付単価となります。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）シートの提出が必須要件となります

令和 7 年度から、チェックシート方式による環境負荷低減の取組の実践が要件化されます。これにより全ての活動組織が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して、各市町に提出する必要があります

チェックシートの見本

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート				多岐的営繕公社			
項目	該当しない	申請済(しました)	報告済(しました)	項目	該当しない	申請済(しました)	報告済(しました)
(1) 適正な取組 ① 「環境負荷低減の取組への支援」(第1)の交付を受ける場合 ② 肥料の適正な利用 ③ 「環境負荷低減の取組への支援」(第1)の交付を受ける場合 ④ 肥料の適正な利用の定規・取組に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 農薬等の発生抑制、適正な農薬の使用及び適正な処分 ① 全ての農薬取締、広域活動組織、特定事業実施者 ② ノン農薬製品の積極的な利用、適正な取組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な取組や取組の促進 ① 事業実施(第2)の取組で必要な取組や取組の促進 ② 取組を行う場合やより取組の交付を受ける場合 ③ 農薬の適正な利用・取組 ④ 「環境負荷低減の取組への支援」(第1)の交付を受ける場合 ⑤ 農薬の適正な利用の取組・取組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ① 事業実施(第2)の取組で必要な取組や取組の促進を行う場合 ② 取組を行う場合やより取組の交付を受ける場合、取組や取組の促進の取組 ③ 農薬の適正な利用の取組 ④ 農薬の適正な利用の取組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの削減 ① 活動組織で作業機械等を所有している場合 ② 活動組織で作業機械等を所有している場合 ③ エネルギー消費を削減する取組・取組を推進する取組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等 ① 全ての農薬取締、広域活動組織、特定事業実施者 ② 「水との関係(システム関係)」を遵守し、適切な事業実施、取組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 農薬及び農具の発生抑制 ① 全ての農薬取締及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) ② 農薬や農具の取組や取組を行う場合、取組や取組の促進に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

R7 から試行的に実施され、本格的な運用は R9 からを予定しています。

令和 7 年度の各種様式等について

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会のホームページへ令和 7 年度の各種様式、あらかし等のパンフレットをアップロードしましたので、今後の活動にご活用下さい。

活動組織の情報について

活動組織の情報(代表者名や書類の郵送先等)に変更等が生じた場合は各市町への報告と併せて、当会へもご一報いただきますようご協力をお願いします。

事務局では、日頃の皆様の活動を「たより」に紹介しますので、紹介を希望される活動組織の方はどんどん投稿して下さい。

投稿先 〒514-0006 津市広明町330番地  
三重県農地・水・環境保全向上対策協議会  
TEL 059-226-4825  
FAX 059-225-7332